



産保第717号
平成29年7月11日

一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会会長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長



高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
等の一部を改正する規程について（依頼）

日頃から本県の高圧ガス保安行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、経済産業省において、別紙のとおり「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等」の一部が改正されました。貴協会におかれましては、会員各位に対し、この旨お知らせ願います。

担 当
保安対策室 菊池
電話 043-223-2729

経済産業省

20170621商局第1号

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年6月30日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等
の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（20140625商局第1号）、国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（20160613商局第4号）及び高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（20170309商局第5号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は平成29年6月30日から施行する。

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)等の一部を改正する規程

○高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(20140625 商局第1号)	1
○国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について(20160613 商局第4号)	3
○高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4条第4項並びに第24条の4第1項に基づき軽微な変更の工事の取扱いについて(20170309 商局第5号)	5

改正後	改正前
<p>高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (内規)</p> <p>制定 平成09・03・31立局第18号 平成 9年 4月 1日</p> <p>改正 平成09・09・29立局第2号 平成 9年 9月30日</p> <p>平成10・03・26立局第7号 平成10年 3月31日</p> <p>平成11・09・28立局第4号 平成11年 9月30日</p> <p>平成12・03・31立局第59号 平成12年 4月 1日</p> <p>平成12・09・20立局第2号 平成12年12月22日</p> <p>平成19・06・18原院第2号 平成19年 7月 1日</p> <p>改正 平成22・04・01原院第6号 平成22年 4月 5日</p> <p>平成23・01・15原院第1号 平成23年 1月17日</p> <p>平成23・06・28原院第4号 平成23年 7月 4日</p> <p>廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日</p> <p>改正 20140707商局第2号 平成26年 7月18日</p> <p>20140903商局第6号 平成26年 9月17日</p> <p>20141114商局第3号 平成26年11月20日</p> <p>20141217商局第5号 平成26年12月22日</p> <p>20160216商局第2号 平成28年 2月26日</p> <p>20160613商局第3号 平成28年 6月30日</p> <p>20161025商局第1号 平成28年11月 1日</p> <p>20170310商局第7号 平成29年 3月22日</p> <p>20170417商局第2号 平成29年 5月 8日</p> <p>20170621商局第1号 平成29年 6月 6日</p>	<p>高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (内規)</p> <p>制定 平成09・03・31立局第18号 平成 9年 4月 1日</p> <p>改正 平成09・09・29立局第2号 平成 9年 9月30日</p> <p>平成10・03・26立局第7号 平成10年 3月31日</p> <p>平成11・09・28立局第4号 平成11年 9月30日</p> <p>平成12・03・31立局第59号 平成12年 4月 1日</p> <p>平成12・09・20立局第2号 平成12年12月22日</p> <p>廃止・制定 平成19・06・18原院第2号 平成19年 7月 1日</p> <p>改正 平成22・04・01原院第6号 平成22年 4月 5日</p> <p>平成23・01・15原院第1号 平成23年 1月17日</p> <p>平成23・06・28原院第4号 平成23年 7月 4日</p> <p>廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日</p> <p>改正 20140707商局第2号 平成26年 7月18日</p> <p>20140903商局第6号 平成26年 9月17日</p> <p>20141114商局第3号 平成26年11月20日</p> <p>20141217商局第5号 平成26年12月22日</p> <p>20160216商局第2号 平成28年 2月26日</p> <p>20160613商局第3号 平成28年 6月30日</p> <p>20161025商局第1号 平成28年11月 1日</p> <p>20170310商局第7号 平成29年 3月22日</p> <p>20170417商局第2号 平成29年 5月 8日</p> <p>20170621商局第1号 平成29年 6月 6日</p>
<p>(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</p> <p>第49条関係</p> <p>第17号について (略)</p> <p>第18号について (略)</p> <p>第19号について (略)</p> <p>第20号について (略)</p> <p>第21号について (略)</p> <p>第22号について (略)</p> <p>第50条関係</p> <p>第5号について (略)</p> <p>第11号について (略)</p>	<p>(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</p> <p>第49条関係</p> <p>第16号について (略)</p> <p>第17号について (略)</p> <p>第18号について (略)</p> <p>第19号について (略)</p> <p>第20号について (略)</p> <p>第21号について (略)</p> <p>第50条関係</p> <p>第4号について (略)</p> <p>第10号について (略)</p>

(9) の 2 国際相互承認に係る容器保安規則の運用及び解釈について
(削除)

(削除)

(9) の 4 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める
告示の運用及び解釈について
第 4.2 条関係 (略)

(9) の 2 国際相互承認に係る容器保安規則の運用及び解釈について
第 5 条関係

第 2 項中「当該容器に使用する金属材料が第 3 条第 1 号で定める製造の方法の基準に適合するものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が行う検査により、国際相互承認に係る容器保安規則第 3 条第 1 号で定める製造の方法の基準に適合することを証された書面の交付を受けた容器のことをいう。

第 1.1 条関係

第 2 項中「当該附属品に使用する金属材料が前項第 1 号で定める基準に適合するものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が行う検査により、国際相互承認に係る容器保安規則第 1.1 条第 1 号で定める附属品の規格に適合することを証された書面の交付を受けた附属品のことをいう。

(9) の 4 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める
告示の運用及び解釈について
第 1.7 条関係 (略)

改正後	改正前																								
<p>国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について 20160613商局第4号 平成28年 6月30日 20170621商局第1号 平成29年 6月 日</p>	<p>国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について 20160613商局第4号 平成28年 6月30日</p>																								
<p>別表第1 (機能性基準の対象条項)</p> <table border="1" data-bbox="430 145 702 1108"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>機能性基準</th> <th>国際相互承認に係る容器保安規則の条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>製造の方法の基準</td> <td>第3条第1号</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>附属品の規格</td> <td>第11条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項	機能性基準	国際相互承認に係る容器保安規則の条項	1	製造の方法の基準	第3条第1号	2	附属品の規格	第11条第1項第1号	(略)	(略)	(略)	<p>別表第1 (機能性基準の対象条項)</p> <table border="1" data-bbox="430 1108 702 2139"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>機能性基準</th> <th>国際相互承認に係る容器保安規則の条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>製造の方法の基準</td> <td>第3条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>附属品の規格</td> <td>第11条第1号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項	機能性基準	国際相互承認に係る容器保安規則の条項	1	製造の方法の基準	第3条第1項第1号	2	附属品の規格	第11条第1号	(略)	(略)	(略)
項	機能性基準	国際相互承認に係る容器保安規則の条項																							
1	製造の方法の基準	第3条第1号																							
2	附属品の規格	第11条第1項第1号																							
(略)	(略)	(略)																							
項	機能性基準	国際相互承認に係る容器保安規則の条項																							
1	製造の方法の基準	第3条第1項第1号																							
2	附属品の規格	第11条第1号																							
(略)	(略)	(略)																							
<p>別添1 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈 (適用範囲) 第1条 この国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈(以下「解釈」という。)は、国際相互承認に係る容器保安規則(平成28年経済産業省令第82号。以下「規則」という。)第3条第1項第1号に定める技術的要件を満たす技術的内容のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器(以下「容器」という。)について、できる限り具体的に示すものである。 (材料) 第3条 規則第3条第1項第1号に規定する「適切な材料」とは、第1号に掲げる規格に適合する材料(以下「規格材料」という。)若しくはこれらと同等の材料として第2号に定めるもの(以下「同等材料」という。)又は第2項に定めるものをいう。 (1)・(2) (略) 2 (略)</p>	<p>別添1 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈 (適用範囲) 第1条 この国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈(以下「解釈」という。)は、国際相互承認に係る容器保安規則(平成28年経済産業省令第82号。以下「規則」という。)第3条第1項第1号に定める技術的要件を満たす技術的内容のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器(以下「容器」という。)について、できる限り具体的に示すものである。 (材料) 第3条 規則第3条第1項第1号に規定する「適切な材料」とは、第1号に掲げる規格に適合する材料(以下「規格材料」という。)若しくはこれらと同等の材料として第2号に定めるもの(以下「同等材料」という。)又は第2項に定めるものをいう。 (1)・(2) (略) 2 (略)</p>																								
<p>別添2 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈 (適用範囲) 第1条 この国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈(以下「解釈」という。)は、国際相互承認に係る容器保安規則(平成28年経済産業省令第82号。以下「規則」という。)第11条に定める技術的要件を満たす技術的内容のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用附属品(以下「容器」という。)について、できる限り具体的に示すものである。 (材料) 第3条 規則第3条第1号に規定する「適切な材料」とは、次号に掲げる規格に適合する材料(以下「規格材料」という。)若しくはこれらと同等の材料として第2号に定めるもの(以下「同等材料」という。)又は第2項に定めるものをいう。 (1)・(2) (略) 2 (略)</p>	<p>別添2 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈 (適用範囲) 第1条 この国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈(以下「解釈」という。)は、国際相互承認に係る容器保安規則(平成28年経済産業省令第82号。以下「規則」という。)第11条に定める技術的要件を満たす技術的内容のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用附属品(以下「容器」という。)について、できる限り具体的に示すものである。 (材料) 第3条 規則第3条第1号に規定する「適切な材料」とは、次号に掲げる規格に適合する材料(以下「規格材料」という。)若しくはこれらと同等の材料として第2号に定めるもの(以下「同等材料」という。)又は第2項に定めるものをいう。 (1)・(2) (略) 2 (略)</p>																								

(以下「附属品」という。) について、できる限り具体的に示すものである。

(附属品検査)

第3条 規則第11条第1号に規定する「使用する高圧ガスの種類、使用圧力、使用温度及び使用される薬
薬に応じた適切なもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) ・ (2) (略)

下「附属品」という。) について、できる限り具体的に示すものである。

(附属品検査)

第3条 規則第11条第1項第1号に規定する「使用する高圧ガスの種類、使用圧力、使用温度及び使用さ
れる薬薬に応じた適切なもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) ・ (2) (略)

改正後	改正前
<p>高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて</p> <p>20170309商局第5号 平成29年 3月22日 20170621商局第1号 平成29年 6月 日</p> <p>7. 高圧ガスの通る部分の設備の取替えに際し、既設の設備との間に溶接等の現場加工が伴う場合（液石則第16条第1項第1号、第29条第1項第1号及び第55条第1号、一般則第45条第1項第1号、第28条第1項第1号及び第57条第1号並びにコンビ則第14条第1項第1号に掲げる工事の場合に限る。）には、管類に係る認定試験者が当該工事を施工した場合に限り軽微な変更の工事に該当するものとする。</p>	<p>高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて</p> <p>20170309商局第5号 平成29年 3月22日</p> <p>7. 高圧ガスの通る部分の設備の取替えに際し、既設の設備との間に溶接等の現場加工が伴う場合（液石則第16条第1項第1号及び第8号イ、一般則第15条第1項第1号及び第8号イ並びにコンビ則第14条第1項第1号及び第8号イに掲げる工事の場合に限る。）には、管類に係る認定試験者が当該工事を施工した場合に限り軽微な変更の工事に該当するものとする。</p>